

令和3年度

社会福祉法人

池田市社会福祉協議会

事業計画

目 次

令和3年度 社会福祉法人池田市社会福祉協議会 事業計画

1. 基本方針	1
2. 重点目標	2
3. 地域福祉事業	2
4. 在宅福祉事業	7
5. その他の活動	10

1. 基本方針

昨年6月に地域共生社会実現のための改正社会福祉法が可決成立・公布されました。この中で、令和3年4月から施行される予定の市町村における包括的な支援体制の構築については、具体的には、多機関協働の体制を構築し、アウトリーチ等による「相談支援」「参加支援」「地域づくりに支援」を継続的・一体的に行う体制を整える『重層的支援体制整備事業』実施していくというものです。

池田市と池田市社会福祉協議会では、この事業の先行モデルを国から受託し、「地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業」に取り組んできました。その経験から、新たにこの事業に取り組むためには、地域住民や関係機関等が議論を行い、考え方などを共有するプロセスが重要であることを認識し、この取り組みを令和3年度から一体的に策定する『第4期池田市地域福祉計画・第5次池田市地域福祉活動推進計画（i-プラン）』の策定プロセスへ引継ぐことにしました。その後『重層的支援体制整備事業』実施につなげていく構想を持っています。

今年度、本会においては、新型コロナウイルス感染拡大の影響への対応とポストコロナを見据えた地域づくりのための取り組みを継続することを基本に、第5次地域福祉活動推進計画（i-プラン）策定に着手します。また、地域住民、行政や関係機関・団体と協働し、これまでの地域福祉活動と池田市からの受託事業なども併せて、「地域共生社会」実現に向けて取り組みをすすめます。

さらに、障がい者地域生活支援センター、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、CSW等が連携し、池田市社協として、全世代の市民の相談に総合的に対応し、個別支援から地域支援へと切れ目ない支援体制を充実させていきます。

そして引き続き、地域福祉事業と在宅福祉事業を2本柱に、乳幼児から高齢者・障がい者、その他幅広い市民のニーズに応えられるよう、質の高いサービスの提供と組織体制の強化へ努めてまいります。

2. 重点目標

- ◎ 新型コロナウイルス感染拡大の影響への対応とポストコロナを見据えた地域づくりへの取り組み
- ◎ 池田市との協働による第5次池田市地域福祉活動推進計画の策定
- ◎ 小地域ネットワーク活動の活性化と関係団体との連携
- ◎ 良質な在宅福祉サービスの提供と事業経営の効率化
- ◎ 経営基盤の安定と活動財源の確保
- ◎ 地域福祉の情報発信基地としての保健福祉総合センター体制整備と次期プロポーザルの準備

3. 地域福祉事業

1) 地区福祉委員会活動の推進

地区福祉委員会は、概ね小学校区単位に組織され、「福祉のまちづくり」のための様々な事業活動をより身近な地域単位で実践していきます。そして、地区福祉委員会が中心となって、小地域ネットワーク活動を展開し、支援が必要な人が地域で孤立することなく、安心して生活できるよう、住民と関係者が連携して見守り・援助活動を進めます。

①地区福祉委員会活動の強化

- ・ 地区福祉委員長会議の開催（年6回）
- ・ 広報啓発活動の充実（各地区広報紙1回以上発行など）

②小地域ネットワーク活動事業

- ・ ふれあいサロン・子育てサロン等の全地区での定期的開催
- ・ 身近な地域での多様なつながりづくりの場(おしゃべりサロン等)の普及・推進
- ・ ICTを活用した地域活動（オンラインサロン等）の充実
- ・ 見守り声かけ活動等個別援助活動の全地区での実施
- ・ 「小ネットかわら版」の発行（各1回）
- ・ 小地域ネットワーク活動推進委員会の開催(1回)

2) ボランティアセンター事業

ボランティア活動に関心のある方、活動をはじめてみたい方、ボランティアの援助を必要とする方などの相談とボランティアの育成、活動支援を行います。

- ① ボランティアコーディネート
- ② 登録ボランティアグループ・個人ボランティア・ボランティア連絡会への支援
 - ・ 活動相談 ・ 会場・備品貸出 ・ 表彰推薦
 - ・ 個人・登録ボランティア交流会の開催
- ③ 各種ボランティア講座の開催
 - ・ 手話（入門・基礎）・要約筆記・音訳・傾聴ボランティア講座
 - ・ ボランティアきっかけ講座
 - ・ ボランティアステップアップ講座
 - ・ 新たなボランティア発掘のための講座実施
- ④ 広報啓発活動
 - ・ センター情報紙「ふれあい」の発行（年3回、市内全戸配布）
 - ・ センターホームページによる情報提供と広報活動
 - ・ 電子メールなどによるボランティア情報の提供
- ⑤ 施設への支援
 - ・ ボランティア情報提供
 - ・ 施設職員ボランティア交流会・研修会の開催
- ⑥ ボランティア保険取扱業務
- ⑦ 調査・研究活動
- ⑧ ボランティアセンター運営委員会の開催（2回）
- ⑨ 夏のボランティア体験プログラムの実施（7月～9月）

3) 有償協力員派遣事業（にじの会）

日常生活で家事援助などの手伝いが必要な利用会員に対し、協力会員が日常の家事援助などを行います。

- ① 利用・協力会員間の需給調整（目標年間活動回数 1,500回）
- ② 広報啓発活動の充実強化
 - ・ にじの会だよりの発行、パンフレット配布
- ③ 会員向け研修会・交流会の開催
 - ・ 家事援助活動の基本、福祉制度の研修、会員交流会等
- ④ 有償協力員運営委員会の開催（1回）

4) ファミリー・サポート・センター事業

支援の必要な育児中の依頼会員に対し、援助会員が子どもの預かりなどの支援を行います。

- ① 相互援助活動の調整（目標年間活動回数 1,500回）
- ② 育児支援のための講習会および会員交流会の開催
 - ・ 基礎講習会（3回）
 - ・ 救命救急講習会（2回）
 - ・ 会員交流会（1回）
- ③ 広報啓発活動
 - ・ FAMILY SUPPORT通信の発行（2回）
 - ・ パンフレットの配布（関係機関・団体および乳幼児健診で配布）
 - ・ 社協広報および市広報への情報提供
- ④ 会員数の増強（目標会員数 940人）
 - ・ 依頼会員 630人
 - ・ 援助会員 240人
 - ・ 両方会員 70人

5) 日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなど、自分で判断する能力が低下した方々への福祉サービス利用援助や日常の金銭管理などを行います。

- ① 福祉サービスの利用援助、日常の金銭管理サービス、書類等の預かりサービスの実施
- ② 広報啓発活動の実施
 - ・ 関係機関・団体への情報提供
- ③ 成年後見制度の利用支援
- ④ 権利擁護センター設立についての検討

6) 福祉教育の推進

子どもたちをはじめとした、地域住民への福祉意識向上を進めます。

- ① 小・中・高校等の福祉教育への支援
 - ・ 授業の内容相談
 - ・ 福祉授業講師の調整
 - ・ 車いす・点字板等の福祉機器貸出
- ② 福祉教育実践者の育成
 - ・ 教職員福祉教育研修会の開催
- ③ 地域住民を対象とした福祉教育の推進
 - ・ 地域住民を対象とした福祉研修会などの開催支援

7) コミュニティ・ソーシャル・ワーカー(CSW) 配置事業の実施

身近な地域において、高齢者、障がい者、子育て中の親など支援を必要としている方に対して、「見守り」「発見」「相談」「サービスへのつなぎ」などを行います。

- ① CSWを4圏域に配置(4人)
- ② セーフティネット体制づくり
- ③ 要援護者等に対する見守り・相談
- ④ 居場所「つむぎ」の開催(11回)
- ⑤ CSW連絡会の定期開催

8) 当事者組織の支援

当事者組織活動支援についての調査研究

9) 生活福祉資金貸付事業

低所得者、高齢者、障がい者、失業者の世帯(教育支援及び一部の福祉貸付に関しては生活保護世帯も含む。)を対象に、安定した生活を送れるようにすることを目的とした資金貸付の相談・申請窓口を行います。

- ・ 大阪府生活福祉資金貸付事業の相談・申請窓口
- ・ 貸付決定後の借受人等に対する見守り・相談

10) 関係機関・団体・施設とのネットワークづくり

- ・ 池田市社会福祉施設連絡会の活動支援

11) 池田市地域福祉活動推進計画の推進と次期計画の策定

①第4次池田市地域福祉活動推進計画の推進

- ・ 次期計画に向けての進捗管理
- ・ 地区活動計画の推進

②第4期池田市地域福祉計画と第5次池田市地域福祉活動推進計画の一体的策定

- ・ 令和3・4年度の2ヵ年間で、計画策定のための調査・ヒアリング・ワークショップを実施
- ・ 策定委員会の開催

12) 災害時の体制整備

- ・ 社協災害時対応の充実
- ・ 災害ボランティアセンター設置運営訓練の実施

13) 生活支援体制整備事業

①池田市地域支え合い推進協議体委員会（第1層協議体）の開催

②第2層地域支え合い推進協議体委員会の運営支援

③地域ニーズの把握と地域資源の創出

14) 地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築

①狭間のニーズに対応する取り組み

- ・ 「ひきこもり・8050問題」への取り組み推進

②重層的支援体制整備事業実施に向けた調査研究

4. 在宅福祉事業

高齢者や障がい者が、長年住みなれた地域社会で生活できるよう、池田市より受託している在宅福祉サービスや池田市社協の運営する介護保険事業や障がい者の総合支援事業などの在宅介護サービスをきめ細やかに提供することにより、安心して暮らせるよう支援します。また、社協として公的なサービス（介護保険・障がい者の総合支援）に取り組む事で、個別支援と地域支援の相乗効果を生み出し、多様な展開が期待できます。

1) 保健福祉事業

① 意思疎通支援事業

聴覚や音声・言語機能に障がいのある方で、公共機関に行くなどの日常生活のうえで必要な外出や、講演会や研修会などの各種行事に参加する場合に専門職のコーディネーターが相談を受け、手話通訳者や筆記通訳者を派遣し、日常生活や社会参加を支援します。

派遣回数	200回	手話通訳	120回
		筆記通訳	80回

② 紙おむつ給付事業

在宅で常時紙おむつを使用されている高齢者に紙おむつの給付券を支給し、経済的な負担を軽減します。

対象	対象者数	延人数
高齢者	65人	780人

③ 介護保険・障がい者総合支援以外のホームヘルパー派遣事業

地域で暮らし、介護保険・障がい者総合支援等の制度になじまない支援を必要とする方にホームヘルパーを派遣します。

名称	対象者数	派遣延回数
さわやかホームサービス	5人	50回

2) 介護保険事業

① 地域包括支援センター事業

高齢者が尊厳を保ちながら住み慣れた地域で自立した生活が出来るよう、介護予防ケアマネジメント、権利擁護業務、総合相談支援業務、包括的・継続的ケアマネジメント及び指定介護予防支援事業を行います。

また、高齢者個人に対する支援の充実を図るとともに、それを支える社会基盤の整備が図られるよう、多職種連携や地域住民の協力のもと、地域包括ケアシステムの構築に取り組んでいきます。

名 称	対象者数	利用延件数
介護予防支援	151人	1,370件
介護予防ケアマネジメント	149人	1,360件
合 計	300人	2,730件

名 称	利用延件数
総合相談	750件

② 居宅介護支援事業（ケアマネジャーによるケアプラン作成）

③ 訪問介護事業（ホームヘルパーの派遣）

居宅介護支援事業（ケアプランの作成）と訪問介護事業（ホームヘルパーの派遣）については、法令遵守、良質な介護サービスの提供及び事業経営の効率化を心がけ、引き続き在宅福祉の向上に努めます。

◎居宅介護支援事業（ケアプランの作成）

名 称	対象者数	利用延件数
ケアプラン作成	40人	384件
介護予防支援	10人	84件
介護予防ケアマネジメント	10人	84件

名 称	対象者数
介護認定調査	24人

◎訪問介護事業（ホームヘルパーの派遣）

名 称	対象者数	利用延回数
訪 問 介 護	25人	2,950回
訪問型サービス	23人	1,770回
合 計	48人	4,720回

3) 障がい者総合支援事業

（障がい者地域生活支援センター事業）

①池田市障がい者地域生活支援センター

障害のある方々の福祉に関する様々な問題について相談に応じ、必要な情報提供や支援、虐待防止、権利擁護のための必要な支援を専門的、総合的に行います。

②特定計画相談支援事業

障がいのある方々からの相談を受けて、日常生活での問題解決や福祉サービスを適切に利用する計画を作成し、継続的に支援、モニタリング（状況確認）を行い、市、事業所等との連絡調整を行います。

総合相談件数	1,100件
--------	--------

名 称	対象者	利用延件数
特定計画相談	70人	110件

（ホームヘルパー等の派遣事業）

身体障がい者（児）・知的障がい者（児）・精神障がい者（児）及び難病の方々が地域で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、池田市、池田保健所及び民間事業所等の各機関と連携し、総合支援法によるホームヘルパー、ガイドヘルパー派遣を通して日常生活の支援や社会参加の促進等一層の自立支援に努めます。

① 居宅介護（ホームヘルパー派遣）

② 同行援護（ガイドヘルパー派遣）

③ 移動支援 (ガイドヘルパー派遣)

名 称	対象者数	利用延回数
居 宅 介 護	33人	2,040回
同 行 援 護	10人	1,250回
移 動 支 援	9人	370回
合 計	52人	3,660回

5. その他の活動等

1) 広報啓発活動

- ① 広報紙「いけだの社協」発行（年4回、市内全戸配布）
 - ・ 広報委員会による紙面づくり
- ② ホームページによる情報提供
- ③ 池田市社協公式 YouTube チャンネルによる情報提供
- ④ 市広報への広報依頼

2) 自主財源の確保

- ① 会員会費の増強による自主財源の確保
（目標金額 6,365,000円）
- ② 「喫茶パーラーいけだ」の収益性向上
 - ・ より一層のサービスの質の向上
 - ・ 経費削減の取り組み
- ③ 寄附金の確保
 - ・ 税額控除団体として承認されたことを引き続きPRし寄附金の確保に努めます。

3) 各種団体との連携強化

- ① 池田地区募金会（共同募金、歳末たすけあい募金）
- ② 日本赤十字社大阪府支部池田市地区、池田市赤十字奉仕団
- ③ 池田市献血推進協議会

4) 地域福祉の情報発信基地としての保健福祉総合センター体制整備

平成29年4月より、池田市保健福祉総合センターの指定管理者に指定されました。それに伴い、今まで以上に誰もが安心して利用できる地域福祉活動の拠点となるよう、地域住民がお互い認め合い、つながり、支えあうことができる、地域に開かれ、賑わいのある事業運営に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症への対策を更に強化してまいります。

また、指定管理者として5年目の最終年度において、センター管理運営の更なる強化に努めるとともに、令和4年度以降も指定管理者に指定されるよう様々な準備を進めてまいります。